

東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成22年度 不適合管理委員会報告情報(平成22年11月29日(月)分)

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年11月29日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 9 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	取水設備スクリーン洗浄水ポンプ(C)において、グランド排水ラインのホース接続部に微少リークが認められたため、当該排水ラインを点検補修。	G	
2	1号機	サービス建屋地下2階において、ホットシャワードレンの排水ラインに詰まりが認められたため、当該排水ラインを点検清掃。	G	
3	1号機	主復水器ウォーターカーテン流量計において、指示値不良(ドリフト)が認められたため、当該流量計を点検。	G	
4	4号機	循環水ポンプ(C)用電動機点検前のセンタリング確認時、面間寸法に管理値外れが認められたため、当該電動機のカップリング部を補修。	G	
5	4号機	主復水器連続洗浄装置点検時、貝・ボール分離装置(A,B,C,E,F)電磁弁のガスケットシート面に腐食が認められたため、当該電磁弁を交換。	G	
6	4号機	タービン補機冷却系熱交換器(B)冷却管渦流探傷試験時、冷却管減肉率に管理値外れ(11本)が認められたため、当該冷却管に閉止栓を取付。	G	
7	4号機	非常用ガス処理系(A,B)入口隔離弁(空気作動)点検時、駆動部の空気抜き穴より微量の空気漏れが認められたため、当該弁を本格点検。	G	
8	4号機	低圧蒸気タービン(C)ロータの浸透探傷検査時、17段翼(19枚)エロージョンシールド部に線状指示模様が認められたため、当該部を補修。	G	
9	1.2号廃棄物処理設備	廃棄物処理建屋換気系排気筒放射線モニタ(B)用記録計において、記録不良(記録紙交換時からペンが浮いていた)が認められたため、当該記録計のペンを復旧。	G	